

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成27年4月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	森里 淳美	丸亀市郡家町236番地1	平成26年10月31日
〃	田中 照明	〃 中津町494番地	平成26年12月31日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	山上 博	丸亀市郡家町827番地1	平成27年3月14日
〃	長岡 正一	〃 中津町70番地1	〃